

葉山町合併処理浄化槽設置整備補助事業補助金交付要綱

(平成18年4月1日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止及び生活環境の保全に寄与するため、合併処理浄化槽を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において合併処理浄化槽とは、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上、放流水のBODが20ミリグラムパーリットル（日間平均）以下の機能を有するとともに、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日衛浄第34号）に適合するものをいう。

(補助対象地域)

第3条 補助の対象となる地域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化調整区域（以下「対象地域」という。）とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 対象地域において、住宅（建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）の表に規定する住宅をいう。）に5人槽から10人槽までの合併処理浄化槽を汲み取り便槽もしくは単独処理浄化槽から転換する者。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築主事の確認または同法第6条の2に規定する指定確認検査機関の確認を申請する必要がある住宅に設置する者を除く。
- (2) 浄化槽法第5条第1項の規定による設置の届出の審査を受けた者
- (3) 住宅を借りている者は、合併処理浄化槽の設置について、賃貸人の承諾が得られている者
- (4) 合併処理浄化槽を適正に維持管理できる者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、次に掲げる額の合計とする。この場合において、合計した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

- (1) 浄化槽本体及び本体の設置工事にかかる費用の内、次の表の左欄に掲げる区分につき、それぞれ同表の右欄に定める額を上限とした額

人 槽 区 分	補 助 金 の 額
5人槽	332,000円
7人槽	414,000円
10人槽	548,000円

(2) 合併処理浄化槽への流入管及び流出管の設置工事費において、300,000円を上限とした額。

(3) 既設単独処理浄化槽の撤去工事費において、120,000円を上限とした額。ただし、汲み取り便槽からの転換における撤去工事費は、90,000円を上限とする。

(既設の単独処理浄化槽を埋め戻す場合を除く)

(申請手続)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、合併処理浄化槽設置整備補助事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 浄化槽法第5条第2項に規定する審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
- (4) 合併処理浄化槽の構造図
- (5) 全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会の登録証の写し及び登録浄化槽管理票
- (6) 設置場所の案内図及び建物平面図
- (7) 配置配管図
- (8) 合併処理浄化槽設置に係る施工業者等からの見積書の写し
- (9) 住宅を借りている場合は、賃貸人の承諾書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(決定の通知)

第7条 町長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適否を決定し、合併処理浄化槽設置整備補助事業補助金決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 町長は、補助金の決定に当たり、必要な条件を付することができる。

(事業計画の変更の承認)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が決定を受けた事業計画（以下「補助事業」という。）を中止し、若しくは廃止し、又は変更しようとするときは、合併処理浄化槽設置整備補助事業計画変更等承認申請書（第3号様式）に必要な書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、第1項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適否を決定し、合併処理浄化槽設置整備補助事業計画変更等決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(実績報告書)

第9条 補助事業者は、補助事業完了後1月以内又は当該年度末のいずれか早い日までに合併処理浄化槽設置整備補助事業補助金実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に係る収支決算書
- (2) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書等の写し（浄化槽を設置する者が自ら保守点検又は清掃を行う場合にあっては自ら行うことができることを証明する書類）

- (3) 浄化槽法定検査料払込受領証の写し又はこれに相当する書類等の写し
- (4) 合併処理浄化槽設置に係る施工業者等からの請求書又は領収書の写し
- (5) 浄化槽設備士が確認し、証明したチェックリスト
- (6) 施工現場の写真
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第10条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、完了検査を行うとともに、その内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を決定し、合併処理浄化槽設置整備補助事業補助金額確定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(補助金の請求等)

第11条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた者は、町長の指示に従い補助金の支払いを請求するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による支払いの請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第12条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金を目的以外に使用したとき。
- (2) 偽りその他不正な方法により補助金を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に違反したとき。

(維持管理)

第13条 補助金の交付を受けた者は、合併処理浄化槽の機能が正常に働くように適切に維持管理を行うよう努めなければならない。

(現地確認)

第14条 町長は、補助事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を施行現場において確認することができる。

(維持管理の報告)

第15条 町長は、補助対象となった合併処理浄化槽について、設置後の適正な維持管理の状況を確認するため、補助事業者に報告を求めることができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成29年4月1日から令和8年3月31日までの間に第6条の規定に基づき合併処理浄化槽設置整備補助事業補助金交付申請書を提出した者については、第5条第1号の規定

にかかわらず浄化槽本体及び本体の設置工事に係る補助金額は、次の表の左欄に掲げる区分につき、それぞれ同表の右欄に定める額を上限とした額とする。

ただし、第9条の規定にかかわらず、令和8年3月31日までに第6条の規定に基づき申請のあったものに限り、令和8年度中に着手し、完了した工事についても次の表の左欄に掲げる区分につき、それぞれ右欄に定める額を上限とした額とする。

人 槽 区 分	補 助 金 の 額
5人槽	597,000円
7人槽	679,000円
10人槽	813,000円

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。